

自動継続期日指定定期預金規定

1. (預金契約の成立)

当金庫は、お客様からこの預金に係る、当金庫所定の申込書の提出を受け、当金庫がこれを承諾したときは、この預金に係る契約が成立するものとします。

2. (預入れの最低金額)

自動継続期日指定定期預金（以下「この預金」といいます。）の預入れは1口100円以上とします。通帳式の場合、預入れのときは必ず通帳を持参してください。

3. (自動継続)

- (1) この預金は、証書（通帳）記載の最長預入期限に元利金の合計額（元利金継続方式）または元金のみ（元金継続方式）のいずれかあらかじめ指定された方式によって前回と同一の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (2) この預金の継続後の利率は、当金庫の店頭に掲示する継続日における利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、証書（通帳）記載の最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申し出てください。

4. (預金の支払時期等)

- (1) この預金は、継続停止の申し出があった場合に、満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について証書（通帳）記載の据置期間満了日（預入日、または継続日の1年後の応当日）から証書（通帳）記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1ヶ月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 前記(2)により、この預金の全部または一部について満期日の指定があった場合は、同時にこの預金の全部について継続停止の申し出があったものとして取扱います。ただし、一部の金額が解約された場合は、その残りの金額について自動継続として取扱います。
- (4) 前記(2)による満期日の指定がない場合には、証書（通帳）記載の最長預入期限を満期日とします。
- (5) 前記(2)により定められた満期日から1ヶ月経過しても解約されなかった場合、もしくは最長預入期限が到来した場合は、同項による満期日の指定がなかったものとして取扱います。指定された満期日から1ヶ月以内に最長預入期限が到来したときも同様です。
- (6) 継続停止の申し出がない場合、前記(3)のこの預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前記(5)により満期日の指定がなかったものとされたときは、預金の全部について、引続き自動継続の取扱とします。

5. (利息)

- (1) この預金の利息は継続日（解約するときは解約時）に預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 預入日から満期日までの期間が1年以上2年未満の場合
証書（通帳）記載の「2年未満」の利率
 - ② 預入日から満期日までの期間が2年以上の場合
証書（通帳）記載の「2年以上」の利率
- (2) 継続後の預金の利息についても前項と同様の方法によります。ただし、利率については金融情勢の変化により変更することがあり、新利率は変更日以後に継続される預金から適用します。
- (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ選択された指定預金口座への振替または元金への組入れのいずれかの方法により、その継続日に支払います。

- (4) 指定された満期日から1ヶ月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき事由があると認めるときは、この預金は満期日前に解約できません。
- (6) 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合および定期預金共通規定 4. (預金の解約、書替継続)(6)項により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数について預入期間に応じた別表の掛目を約定利率に乗じた利率(小数点第3位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
- (7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

6. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、定期預金共通規定により取扱います。

7. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又はその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

(2022年9月1日現在)